

# 知事とみんなの愛顔（えがお）でトーク

## 傍聴要領

### 1 傍聴の申し込み

会議の傍聴を希望される方は、会議開催日の3日前（閉庁日を除く）までに郵便、電話、FAX又は電子メールで、開催場所、住所、氏名、電話番号を記入（連絡）し、事務局へ申し込んでください。申し込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第締め切ります。

### 2 会議当日の受付

会議の傍聴を申し込んだ方は、会議の開催時刻までに、会場前の受付で、事務局係員の確認を受けた後、同係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等を行ったりしないこと。
- (2) プラカード、はちまき、腕章等を携帯し又は着用しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) ビラ、資料等の配布はしないこと。
- (5) 会場内では、ポケベル、携帯電話等の電源を切り、使用しないこと。
- (6) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (7) やむを得ず会議開催後入退室を行う場合は、静かに行うこと。
- (8) その他、会議の秩序を乱し又は会議の進行等の支障となる行為をしないこと。

### 4 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従ってください。
- (2) 会議を傍聴する方が、3の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。